

第 28 話〈渡り坑夫〉の要約と参考資料

第 28 話〈渡り坑夫〉の要約

銀山と農村を隔てる場所に番所がありました。番所の外の農民の目に、番所の向こうは異なる世界に映っていました。寺跡の墓地に、全国を渡り歩いて外録で果てた坑夫と家族の墓が建っています。風化して、碑銘が薄れても、銀山時代を語りつづける墓石です。

第 28 話〈渡り坑夫〉の参考資料

28-1 外録銀山の「番所」について

土呂久図書館のカード (A-1-2 DSC00952) より

泉福寺の本堂の壁に「銀山出入之者改所」が掛けてあった。額がつけてあり、それには、真ん中に「土路久」、左斜めに「旗本詰所」、右斜めに「天下直参」と書いて囲んでいるが、これは非宝さんが付け加えたもので、その額に囲まれた「銀山出入之者改所」は本物。

藤寺心一さんの話 (1983 年 10 月 17 日聴取)

土呂久の家の台所の踏板になっていたのを、非宝さんが持って帰った。おそらく銀山の「番所」にあったのだろう。

佐藤義雄さんの話 (1978 年 4 月 2 日聴取)

だいたい「御番所」というた。いま盛実さんがおるところを掘れば、まだ骨がでる。道路を掘るとき、わしどんが死骸を掘り出した。穴掘って、さかしに落とし込んだ。そういうのを何人も掘り出した。1人や2人じゃねえけ。今は頭から掘りこむことはせんが、昔はそうしよった。古着を竹田に買いに行っても、それを持って、番所を通るこたでけん。着て通ればよかった。番所におった侍が、それほど厳格にしよった。承知がいかな、みな打ち殺しよった。不審な人間も切り殺した。

佐藤直さんの話 (1985 年 1 月 13 日聴取)

内藤藩の殿様のお国廻りのとき、駕籠が通らんので、岩を割った。石割があったという話を聞いた。番所の道を広げる役目には、うちの親父(竹松)もでた。だから、川田時代に馬車が通るようになった。

28-2 異界としての鉱山

土呂久にみる殉農の意識（「宮崎および他の地域における文化落差に関する総合的研究」
P128 より）

土呂久には「番所」という地名が残っている。江戸時代にむらと鉾山の境界に監視所が設けられていた場所である。

大正の初期、道路拡幅工事で番所の跡を掘り起こしたことがあった。すると、頭を下に逆立ちのかっこうで埋められた遺骨が何柱も見つかった。また番所の対岸には「八人塚」と呼ばれる石積みの墓があり、そこには斬殺された八人の鉾夫が埋葬されている、と言いつた。この塚の 200 メートル北には、罪人を処刑したことから「人落としだき」と呼ばれる切り立った崖もある。

むら人は、江戸時代の鉾山にまつわる話をこの世とは隔絶した世界のできごとのように語り継いできた。番所を境にして、＜農＞の世界と＜鉾＞の世界は明瞭に分離されていたのである。

＜鉾＞の世界を構成するのは、全国を股にかけた渡り鉾夫、農村で食いはぐれた流浪民、女郎屋に売られた娘たち、一攫千金の夢を追いつづける鉾山師など、いわば漂泊者の一群である。鉾山が繁栄する時期には町ができ、酒屋が建ち、女郎屋が並び、寺院の支坊もあって、たいそうな賑いを見せる。かと思うと、鉾脈が尽きればたちまちのうちに漂泊者は離散し、住居はいつしか朽ちるにまかせ、雑草におおわれた坑口は崩落してしまうのである。降ってわいたように山中に現れた鉾山町は、蜃気楼のごとく忽然と消えてしまう。

小葉田淳「日本鉾山史の研究」P175

銀山町と外部の通路に、播磨口、但馬口をはじめ（略）諸口に番所が設けられた。

*川原：番所は鉾山と外部を分けるのではなく、銀山町と外部を分けるものだ。

土呂久の「番所」の位置からみて、畑中と南は鉾山町に入らず、惣見は鉾山町に入っていたということか？

小葉田淳「日本鉾山史の研究」P602

一般の出入は十分一番所から行なわれ、その他の口を通ることは厳重に禁じられていた。山小屋と町屋を通ずる路には番屋があって、いわゆる山方と里方との交通を厳しく監視したのである。

*川原：番所は鉾山町の内と外を分ける。番屋は鉾山町の中の鉾山（山方）と里方を分ける。

28-3 山例（山令）53 カ条

日本大百科全書（ニッポニカ）より

徳川家康が駿河（するが）国安倍（あべ）郡梅島郷日蔭沢（ひかげざわ）金山（静岡市）において、山師・金掘（かねほり）衆に定めた鉱山仕法の箇条書。作成は1573年（天正1）、88年、1611年（慶長16）の諸説があり、各地の旧家所蔵の同文書には53か条のうち数条が欠けているものもある。最初の条文で、見石（みいし）（見本の鉱石）所持の者は関所が通過できる、鉱山を見立てたならただちに注進することなどが定められている。また、金格子（かなこうし）を破り、柱根（支柱）を掘り、鑿角（のみかど）（盗掘防止のためのしるし）を送った者は重罪に処すとある。そのほか鉱山内の治安秩序の保持や出入りを取り締まる規定、鉱山役人や山師などの座席順序、山師など稼業関係者の特典格式、公納分や運上免除の条件を定めた山例金銀売高格合の仕法、さらに金筋の発見、採掘、製錬、売却の手順や方法、日常生活などの規定も含まれている。江戸中期以降には、家康の定書（さだめがき）として山師がこの山例を携帯所持していたが、箇条書の内容や順序は若干異なっている場合がある。[村上 直]

渡部智俱人著「日之影の無縁墓は語る」P158~159

先に少し触れた山例53ヶ条は天正元（1573）年、徳川家康により制定されたといわれている。この年は、武田信玄が三河に侵攻したが、野田城で病没した年である。53ヶ条から少し抜粋してみる。

第1条 たとい名城の下たりともじゅん（金へんに盾；鉱脈）うち之有るにおいては、採掘苦しからず。

第2条 山師、金掘師は野武士と号すべし。

第8条 山中出入りの儀は腰の物停止すべし、たとい侍たりとも、舗内大小無用のこと、但し腰の物は指すこと。脇差ばかりはこれを許すべし。

第17条 山師、金掘師、人を殺し、山内に懸込むとも留め置き、仔細を改め、何事も山師、金掘師の筋、明白に立ち候はば、留め置き、相働かせ申すべきこと。

第19条 一山は一国たるべし、他の指揮に及ばず。

第43条 山師、金掘師の儀は天下不入の地に楽しみ、世の宝を出すによって、諸士の席に付いて苦しからざること（換言すれば、山師は宝を掘り出すものであるから、高い地位として認めよの意）。

要約すると、山内は治外法権の独立国で、たとえ殺人者といえども、主人や親殺し以外は、山外の者にはどうすることもできないというのであった。労働者に対しては身もと調べなどなく、寛大な扱いを受けていた。これは全国の鉱山で通用していたのである。咎ある身にとっては有り難いことであつたし、その地で残る生涯を全うした者も少なからずいたであろう。

「日本の鉱山を巡る一人と近代化遺産一」（園部利彦著；弦書房）

石見の銀山 P237~241 より

家康は、秀吉によって第一歩を踏み出したばかりの鉱業を制度的・技術的に重要な産業の一部門としての地位を確立させる上で貢献しました。その家康が政策の要としたのが 1573（天正元）年に定めた「山令 53 ヶ条」であり、これにより近世の鉱山政策は完成をみたのです。

- 一、譬ひ名城の下たりとも、たて（金へんに盾）うち於有之は採掘不苦候
- 一、山師金掘師を野武士と号すべし
- 一、山師金掘師山法師の儀は、国々関所見石一と通りして可相通事
但し、見石の儀は、関所に於て見分させ可通事、備無之は其不念たるべし
- 一、金山見立致候節、其領主国主へ可訴は勿論、村役人山先相添可申候
但し、其の村役人違背有之間敷事
- 一、草判紙の内四十八丁たるべし
- 一、判紙の内下草落葉刈取候者は急度可申付事
- 一、舗内は出家無用乍、去山中寺院不苦事
- 一、山中出入の儀は、腰の物可停止、譬ひ侍たりとも舗内大小無用の事
但し、侍の腰の物は指すこと脇差計是を許すべし
- 一、忌服の者、又は穢たる者堅無用
- 一、舗内差かかり欠番取事堅可為停止事
但し、実病たらば欠番舗入たるべし
- 一、山師金掘師に於ては、山内諸事に停止たるものなし、舗内にては今日ある命ならざればなり
- 一、山金柴金川金何方に有之候とも、勝手次第掘採儀不苦事
- 一、金山相働其内諸国に於て国法なりと申格別僱未慮外の体、又は故無く差障むづかしき儀出来候、子細を改不済儀は、奉行所へ可申達事
- 一、奉行所に出づる節は、見石並に鎚手鑿杯持参可有之、猶舗着一重たるべし
- 一、常に舗着一重たるべし、甚敷寒き節は舗着二枚に限可、舗人には一重たるべし
- 一、総じて長着不免之、並に股引様のもの不免之
- 一、山師金掘師人を殺し山内に駆込とも留置、子細を改め何事も山師金掘師の筋明白立候はば留置、相働かせ可申事
但し、主人親殺の科人は、一切隠置申間敷、其の科後日相頭れ遁れ難く候はば、早速縄を掛け差出可申事
- 一、山師金掘師の内敵討たき者有之、其内にて見当り候はば、遂吟味明白相頭候上、山内を除き判紙の内に於て、山師金掘師山先差添勝負可為到事
但し、加勢一人は差許可申、鬣肩を以て片落なるを堅く停止の事
- 一、一山は一国たるべし、他の指揮に及ばず
- 一、往来並に宿直方に於ても、山は金掘師の外^{みだ}猥りに諸人へ出会申間敷、犬も遊芸は堅く無用の事

- 一、往来の節、駕籠一切無用の事
但し、実病たらば、其時に望む可し
- 一、往来の節、出家又は女穢たるべきものと同道す可からず
- 一、山師は格別金掘師の儀、妻女無之者にすべし
- 一、見立山無之猥りに山中へ分け入る可からず、勿論陰道坂道通り申間敷事
但し、山見立の節は、其村役人案内致させ可申事
- 一、住山を放ひ、其城下町々在々に限らず、三日の外逗留堅く無用
但し、行かかりの病気の節は、其の時に臨むべし
- 一、病気の金掘師町々在々へおろし候事堅く無用
但し、隙明の金掘師に候はば、快気の上下山たるべし
- 一、山師は格別金掘師見立山の儀、劔類は一切持申間敷候、尤も鎚手鑿印とすべし
- 一、山師金掘師外より頼り候とも、見立山等致申間敷事
- 一、金掘師多勢集り、山の乱を申合するに於ては、急度遂吟味山例の外曲事たるべし
- 一、人の山内へ入り、指図がましき事堅く無用
- 一、金銀山に限らず、賄賂饗応等に可預事堅く無用、正直一切の慎無之者に於ては、山廻役験断共に重罪たるべし
- 一、喧嘩口論堅く可慎、若し異論の者於有之は、当人は不及申双方とも下山たるべき事
- 一、山師は格別金掘師を子弟と申すこと定む可からず、只鋪内にては出精たるべし
- 一、山師は山先共、其一代苗字刀鞍馬、並に挟箱可免之
- 一、山廻役苗字免すべし
- 一、其山不行届見受候はば、必迫切致山退可申事
- 一、其山不行届下山の節は、山師山先たりとも、鞍馬堅く無用たるべき事
- 一、山師金掘師行暮候はば、其の所にて一宿致させべき事
- 一、山内へかかわらず免しの外、領主国主の法を破る可からず
- 一、見立山に限らず、山岡宜しき次節、早速可注進事
但し、遅く成り候はば、山廻役験断越度たるべし
- 一、鋪入金掘師の外に手附一人の外無用たるべし、若し普請等か、又は子細有之多数入候時は、山師山先付添可申事
但し、陰穴の事故に悪事申合の気遣あり
- 一、鋪内にて、食事堅く致させ間敷事、深き子細之有事
- 一、山師金掘師の儀は、天下不入の地に楽しみ世の宝を出すに依て、諸士の席に付て不苦事
- 一、山師金掘師の筋紮は、金山師正面、次は銀山師、次に鉛山師、次に銅山師と順列たるべし
- 一、諸人を語らひ、たて（金へんに盾）打無之似せ山働様金掘師、急度曲事たる可し
- 一、金山へ出入りの者有之、入料に限らず不明山師金掘師迷惑に及申出候はば、仔細を

改め、其領主国主に於て、其者より取立山師金掘師へ相渡し勘定可致事

- 一、他の者来て、悪事か又は国法にかかはり候事あらば、其領主へ訴之差出可申、山師金掘師伸伴の外猥りに事自由すべからず心得違の儀あらば、其時の山師山先越度たる可し
 - 一、諸人金銀の宝を以て世を送るも、偏に山師金掘師のする所にして、其功重大なり
 - 一、目前黄金の山ありとも、山師金掘師にあらざれば、之を用ゆることを知らず
 - 一、山例の法破り、金掘師山内を除き、判紙の内に於て仕置不苦事
 - 一、領主国主へ無訴、村役人へ沙汰無く山働候、山師金掘師とも急度曲事たるべし
 - 一、国々たて（金へんに盾）打有之候山々は、山師金掘師の知行たる間、掘採ること勝手たるべき事
 - 一、一山の掟は諸山へ渡り、諸山の掟は一山へ渡るべし
- 右の通、急度相守可申、若し相背ば、山例に可触もの也
- 天正元年癸酉閏五月

家康 判

注：①「たて（金へんに盾）」は「館」または「盤」とも言われ、^{つる}弦（鉦脈）の両脇に板を打ち込んで立てたように包んだもの。

②山師（山仕）は鉦山の見当をつけ、鋪や館などの仕事の指揮や測量を行いました。金掘師は採掘従事者です。

③鋪は間歩とも言われ、間歩は掘った穴の道、坑道、鉦脈などの総称です。

④「山令」は「山例」とも書かれるが、上記は「明治前日本鉦業技術発達史 新訂版」（日本学士院編）によった。また、同書には「鋪」が「鋪」になっていると思われる箇所があり、本書では「鋪」とした。

*川原が読点を加えています。

28-4 外録銀山に関する殿様との問答

外録銀山御用留之内覚書抜（日之影町史7 史料編4「内藤家文書」）のP164~167

御側衆江問合書控

- 一、外録表惣家数何軒有之候哉
 - 一、惣家数 百貳拾七軒
 - 内 拾四軒 百姓家
 - 百拾三軒 山内稼之者共住居所
- 一、人数凡何人有之候哉
 - 一、惣人数 三百拾三人
 - 内 男 貳百三拾貳人
 - 女 八拾壺人
- 一、堀大工何人程有之候哉

但 堀大工と申者、鋪堀之者を申哉

一、堀大工 三拾五人

内 貳人 大工頭

是者、惣堀大工共之頭ニ而、諸願其外諸品受取渡、并大工共之取締ニて、日々鋪内見廻、切葉模様、且堀大工善悪共見極、掛役人江申立、差図を受取捌候ものニ御座候

壹人 役大工

是者、大工頭ニ差続候者ニ御座候

一、堀大工と申候者、鋪之内青磐本文青磐者金の無き処、落堀所本文落堀所者鏈堀出候場所堀取候者ニ御座候

一、堀子何人程有之候哉

但 堀子と申者たつ持出候を申候哉

一、堀子 三拾六人

内 貳人 差配人

是者、堀子共善悪取捌、鋪内すり負出方、主取差配候者ニ御座候、堀子と申者、日々鋪内すり背負、鋪内遠近ニ寄、幾衛口歩行間何程と相定、定式之背負数度数負出候得者、壹人役、相濟候儀ニ御座候

一、堀大工・堀子何方江住居いたし候哉

一、堀大工・堀子住居所 三軒

内 壹軒 堀大工住居所 山神宮前

壹軒 堀子住居所 五番鋪前北ノ方

壹軒 堀大工住居所 小股と申所ニ御座候

是者、渡大工と申候、而生野銀山其外陰内銀山上方ニて稼候、堀大工、住居所を堀大工飯場と唱江申候

一、堀大工・堀子共独身ニ有之候哉、又者、家内持ニ而も有之候哉

一、堀大工・堀子之内妻子有之者も御座候得共、多独身ニ御座候

一、三弥古鋪者、壹番鋪貳番鋪ニて、夫を追々堀続候由、御覚取極候処、其外二者、三弥之古鋪無御座候哉

一、三弥相稼候古鋪と申候者、壹番鋪貳番鋪ニ御座候、右古鋪を取明、此節御稼ニ相成申候、夫ヨリ多分堀入候儀ニ御座候、其外三弥之稼跡ヨリ申伝之場所、所々ニ多御座候

一、壹番鋪之内、字川下六番と申処、銀出候、貳番鋪よりも銀出候、右之外二者、何と申処ヨリ銀出候哉

但 字川下と申者、如何之訳ニ候哉

一、壹番鋪之内、当時鏈出候場所者、字五番川下モ 并貳番鋪ニ御座候、此春頃より壹番鋪之内、字五番新向イ、字四番本口と申所ヨリも、鏈出候得共、当時稼

人少く、其上水気強く相休居候、追々水気少く相成候ニ付、見込之場所故取掛之積、同所極模様宜、取掛候ハ、不遠鏈ニ切付可申見込ニ御座候

但、当山ニおひて川上川下と申候儀者、鍾筋卯酉ニ通り、午ヨリ子ニ突落シ居候得者、都而舗内、堀方者、鍾押ニ切入候儀ニて、卯ノ方ヲ川上、酉ノ方ヲ川下モ唱江申候、其訳者、当山ニおみてハ、水酉ノ方江流シ申候ニ付、酉ノ方ヲ川下ト唱江申候

一、式番舗銀出候小名を何と申候哉

一、式番舗鏈出候切場、字式番舗鑿手豎入鍾手と唱江申候

(略)

右之趣、御問合申候様、御沙汰ニ付、早々御取調之上、御申越可被成候、以上

丑十二月六日 吉田律右衛門 佐藤彦佐 長坂茂兵衛 藁科太門

酒井五左衛門様

*川原が読点を加えた

28-5 金堀工の墓

「町」の南側の墓所

◆金堀豊作 妻 京
栄太郎

安政4年9月18日

◆本庄十日町 鳥原永右□□

安政2年9月14日

◆川□町 北方 □□□

安政3年3月3日

◆出羽金堀 柏木千代松
娘 あさの 年4才

文久3年3月22日

◆佐伯 俗名 十兵衛 50才

安政6年12月10日

◆春中村 □□□□

文久4年□□□□

佐藤実雄さんの話（1979年12月22日聴取）

この一帯は墓ばかりじゃった。「寺屋敷」のそばだからだろう。大正年間に馬の運動場をつくったとき、この墓をつぶした。鉾山が火薬庫をつくる時、中島は「墓石は埋めるな」と言ったが、夜の突貫工事で、墓も埋めてしまった。金男さんとこの家を建てるときも、墓ばかりじゃった。石を積んだだけのものも多かった。

寺屋敷＝「町」の北側の竹山

◆金堀 繁蔵墓 32才

嘉永7年2月18日

◆□□行蔵

嘉永7年2月12日

◆豊後□□□

嘉永7年正月3日

◆金堀工 俗名 幸平墓

嘉永6年9月9日

◆豫州新郡 別子村 新蔵

安政2年6月23日

◆伊豫国新郡 金堀 寅市

嘉永7年7月□□